

公共下水道（汚水） 計画区域の見直しについて

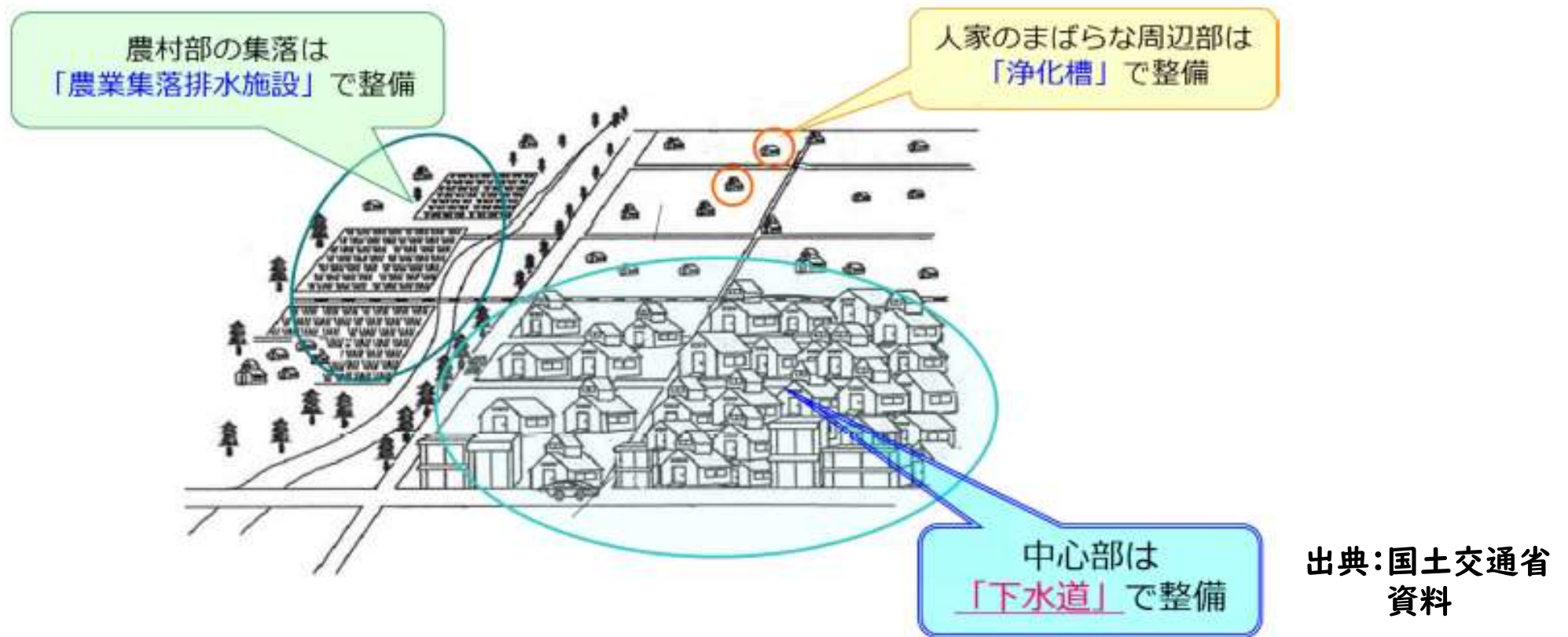
令和8年7月12日（日）

日高市 上・下水道部 下水道課

市民生活部 環境課

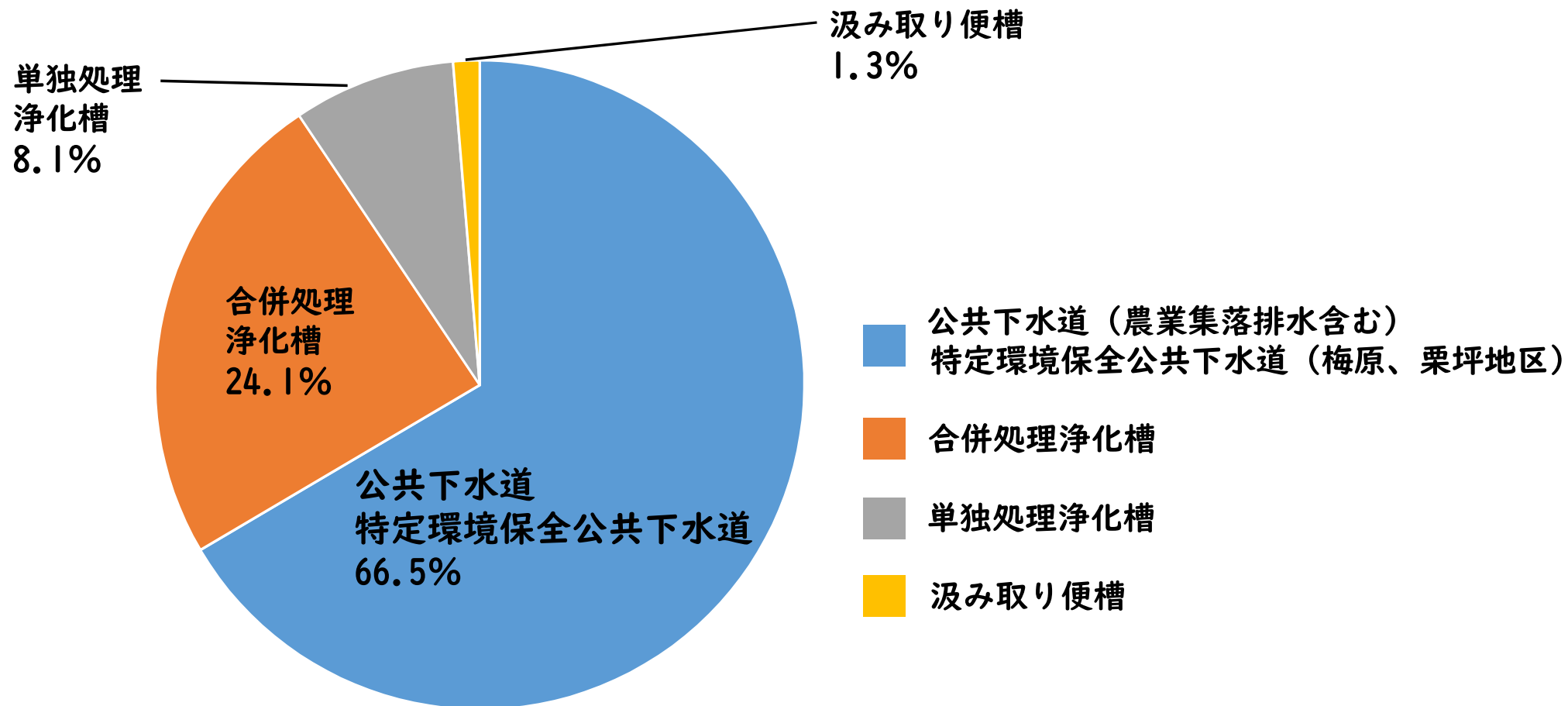
（１）下水道計画区域から浄化槽整備区域への変更について

①汚水を処理する施設

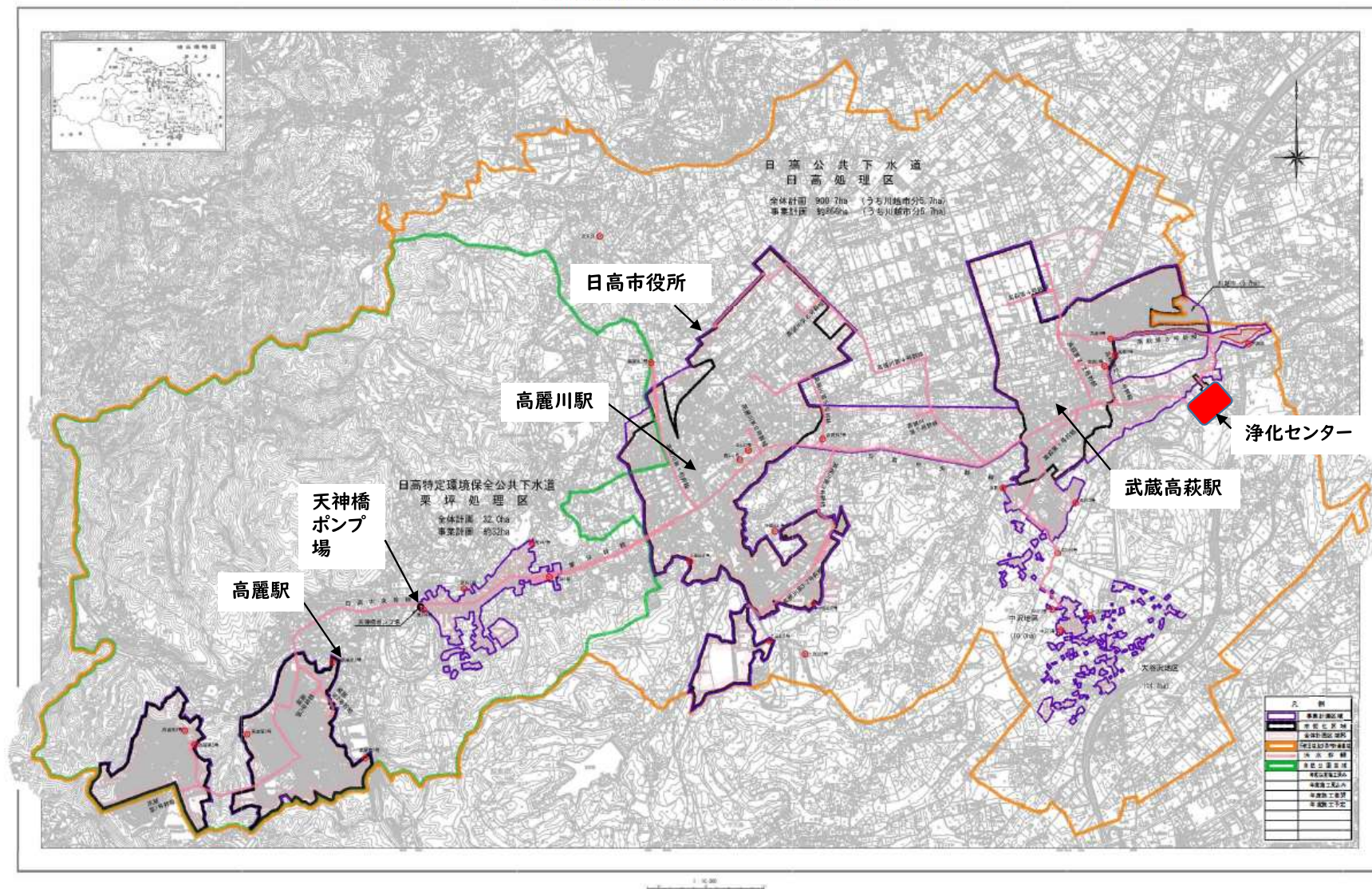


- ・ 地域の状況などから汚水処理施設の整備区域を設定しています。

②汚水処理の状況（令和6年度）



日高公共下水道污水計画一般図



③日高市下水道事業の状況（令和7年度末現在）

(1) 日高市下水道事業の概要（市内人口53,586人）：①

・処理区域内人口（下水道が使用できる人数） 35,216人：②
（うち川越市分 557人）：③

・公共下水道の普及率 64.7%【(②－③)／①】

・処理区域面積（下水道が使用できる区域） 748.72ha：④
（うち川越市分 5.7ha）

・公共下水道の整備率 83.4%【④／（下水道計画区域面積）897.6ha】

(2) 下水道施設の概要

・管路延長 約213km

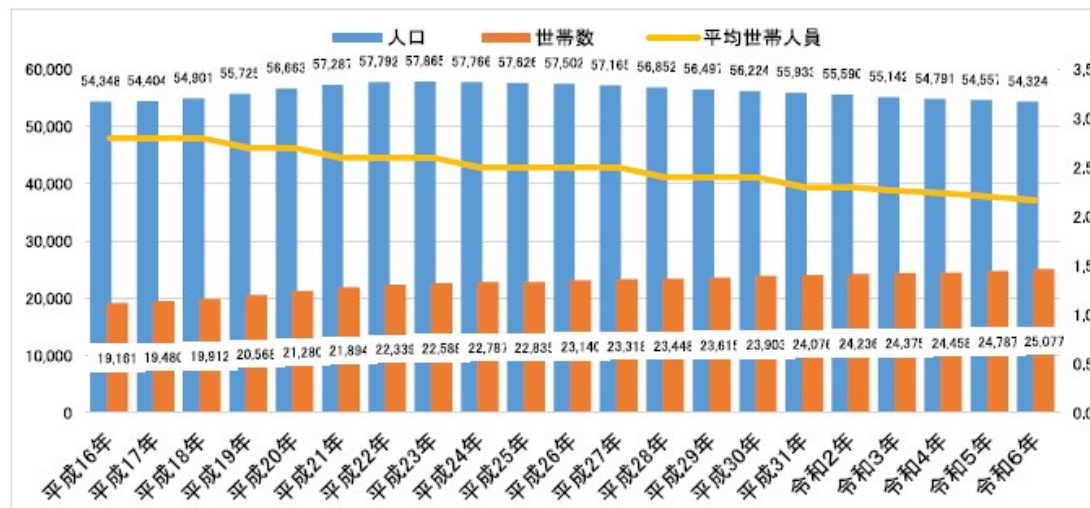
・終末処理場 1箇所（昭和63年供用開始）

・ポンプ場 1箇所（令和4年供用開始） ・マンホールポンプ 30箇所

④日高市人口

○人口は平成24年以降減少傾向

図1 人口・世帯数の長期的推移（各年4月1日現在）（出典）日高市住民基本台帳



年	人口	世帯数	平均世帯人員	年	人口	世帯数	平均世帯人員
平成16年	54,348	19,161	2.8	平成27年	57,165	23,318	2.5
平成17年	54,404	19,480	2.8	平成28年	56,852	23,448	2.4
平成18年	54,901	19,912	2.8	平成29年	56,497	23,615	2.4
平成19年	55,725	20,568	2.7	平成30年	56,224	23,903	2.4
平成20年	56,663	21,280	2.7	平成31年	55,933	24,076	2.3
平成21年	57,287	21,894	2.6	令和2年	55,590	24,236	2.3
平成22年	57,792	22,339	2.6	令和3年	55,142	24,375	2.3
平成23年	57,865	22,588	2.6	令和4年	54,791	24,458	2.2
平成24年	57,766	22,787	2.5	令和5年	54,557	24,787	2.2
平成25年	57,626	22,835	2.5	令和6年	54,324	25,077	2.2
平成26年	57,502	23,140	2.5				

※平成24年7月9日より外国人住民も住民基本台帳に加わったため、表記が変更になっています。

出典：日高市人口
ビジョン
令和7年3月

⑤老朽化対策

○日高市ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数を経過している処理場設備を優先的に実施。

・主な事業

汚泥脱水設備更新工事（令和2・3年度）

沈砂池ポンプ棟送風機更新工事（令和3年度）

汚泥濃縮設備更新工事（令和7・8年度）

○管路施設は供用開始から37年経過し、耐用年数（50年）に近づいてきているため、点検調査等を検討する必要があります。

⑥使用料収入（有収水量）の推移

【主な要因】

○人口減少による使用水量の減少

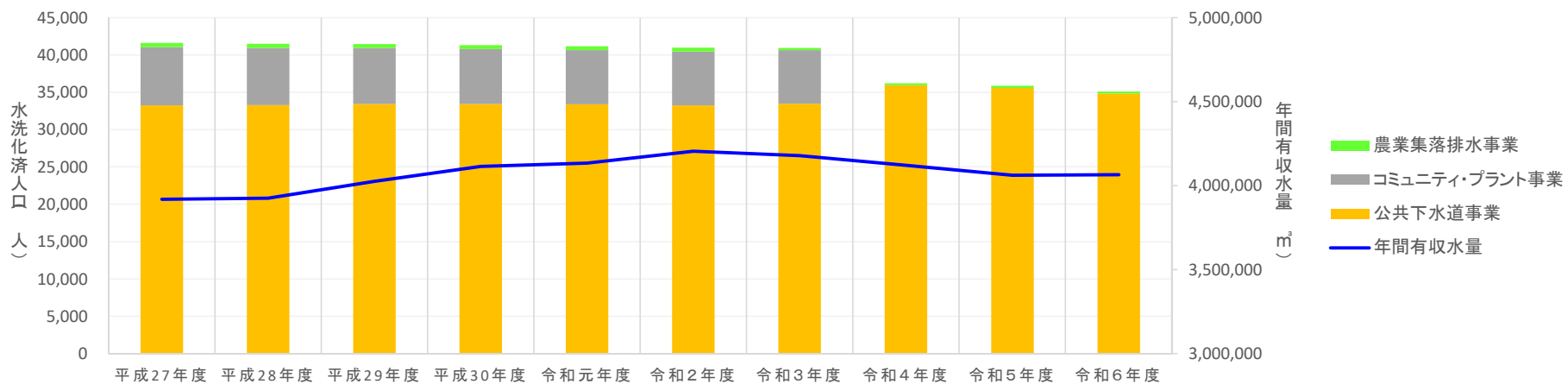
○節水型機器の普及による使用水量の減少

※年間有収水量は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算水量。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。

※令和4年度に水洗化済人口の算出方法の見直しを実施。

年間有収水量と水洗化済人口の推移



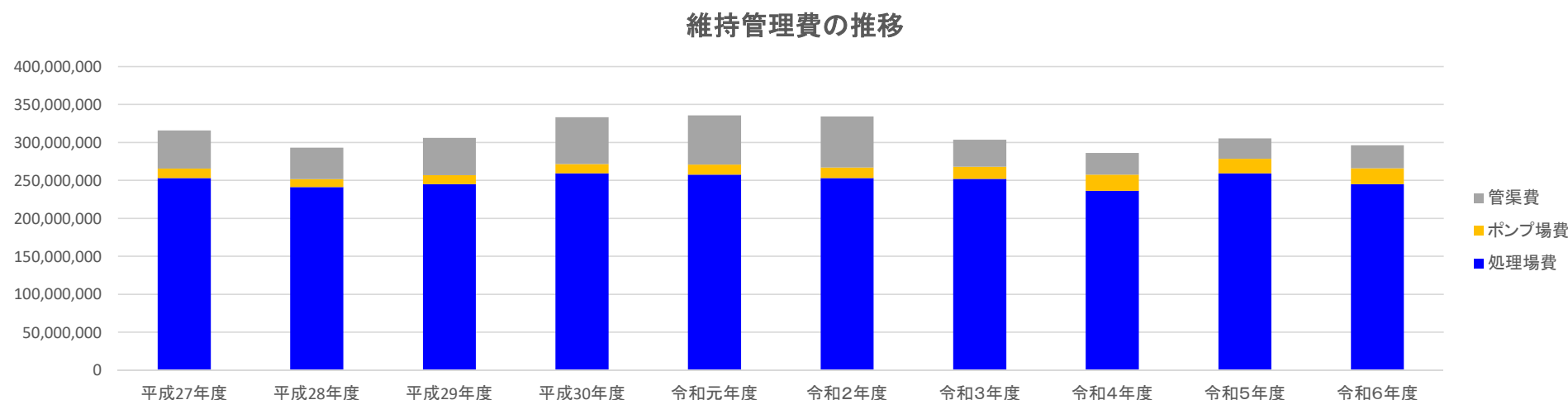
⑦維持管理費の推移

○維持管理費のうち管渠費、ポンプ場費、処理場費をみると、年度により増減はあるが、3億1千万円前後で推移。

○処理場費は、平成27年度以降、2億5千万円前後で推移。

※維持管理費は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。



⑧営業損失の推移

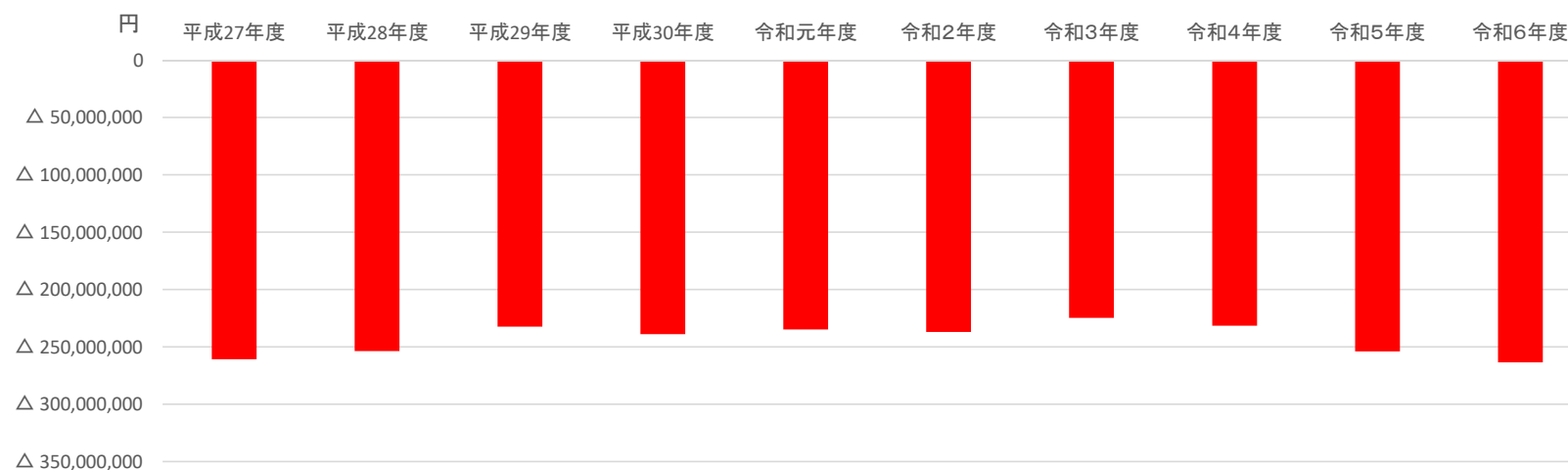
○営業損失は毎年度2.3億円～2.5億円で推移している。

○維持管理費に対し、下水道の使用料収入が不足している。

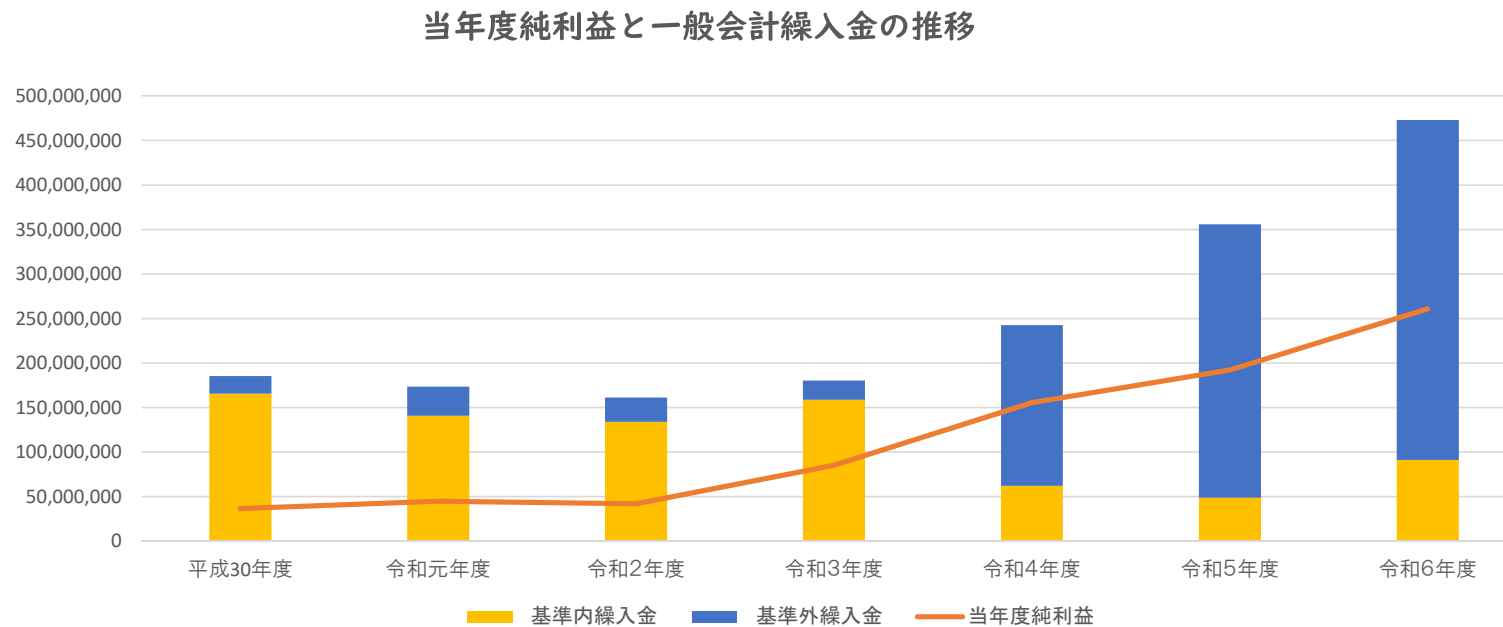
※営業損失は、公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業、農業集落排水事業の合算額。

※コミュニティ・プラント事業は、令和4年度から公共下水道事業へ編入。

営業損益の推移



当年度純利益と一般会計繰入金（注①）の推移

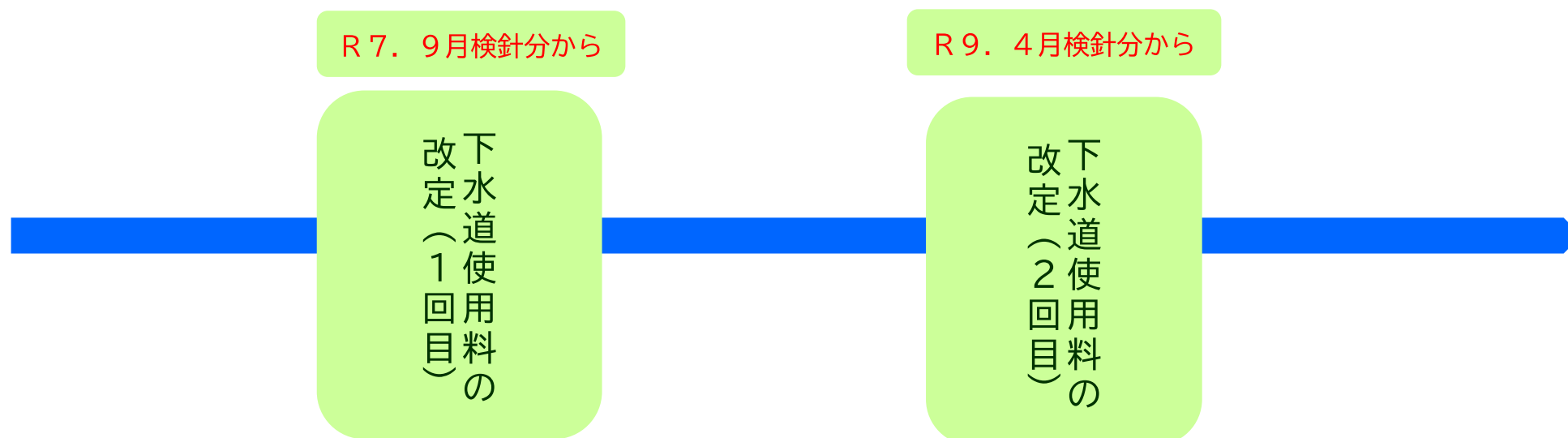


注① 一般会計繰入金：市の一般会計から下水道事業に支払われたお金

⑨下水道使用料の改定

○平成15年以来、22年ぶりの改定を令和7年に実施。

○1回で行うと下水道使用者の負担が急激に増すことから、影響を緩和するため2段階に分けて料金を改定。



⑩下水道計画に関する、国や県の方針

○国は令和8年度末を目途に汚水処理施設概成（※注①）の方針を示しています。

○県からは早期概成を踏まえた下水道計画区域の見直しを検討するよう求められています。

概成（※注①）：公共下水道や合併処理浄化槽による、汚水処理施設の整備が概ね完了すること

⑪下水道計画の変更（区域の縮小）

※公共下水道（集合処理）は1ha当たり40人が均衡点の目安とされています。

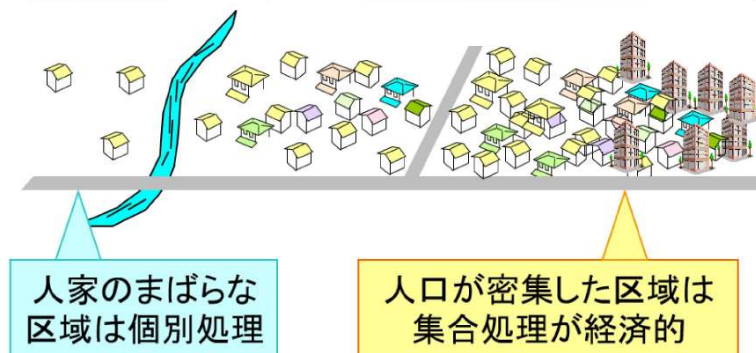
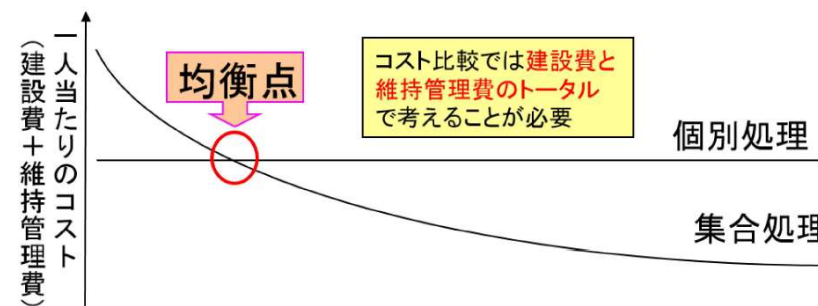
- ・面積 約74ha
（うち宅地面積 約24ha）
- ・公共下水道の整備には
整備延長：約18.8Km
整備費用：約30億円（※注②）

※上記の数値は令和7年度まとめ。

	平成27年度	令和7年度	増減
人口	約1,360人	約1,100人	▲260人
世帯	約490世帯	約470世帯	▲20世帯
人口密度 （1haあたり）	約18.4人	約14.9人	▲3.5人

※財源となる国の交付金は、令和9年度以降、下水道整備費（未普及対策）の縮小が見込まれ、交付金による支援は困難になると予想されます。

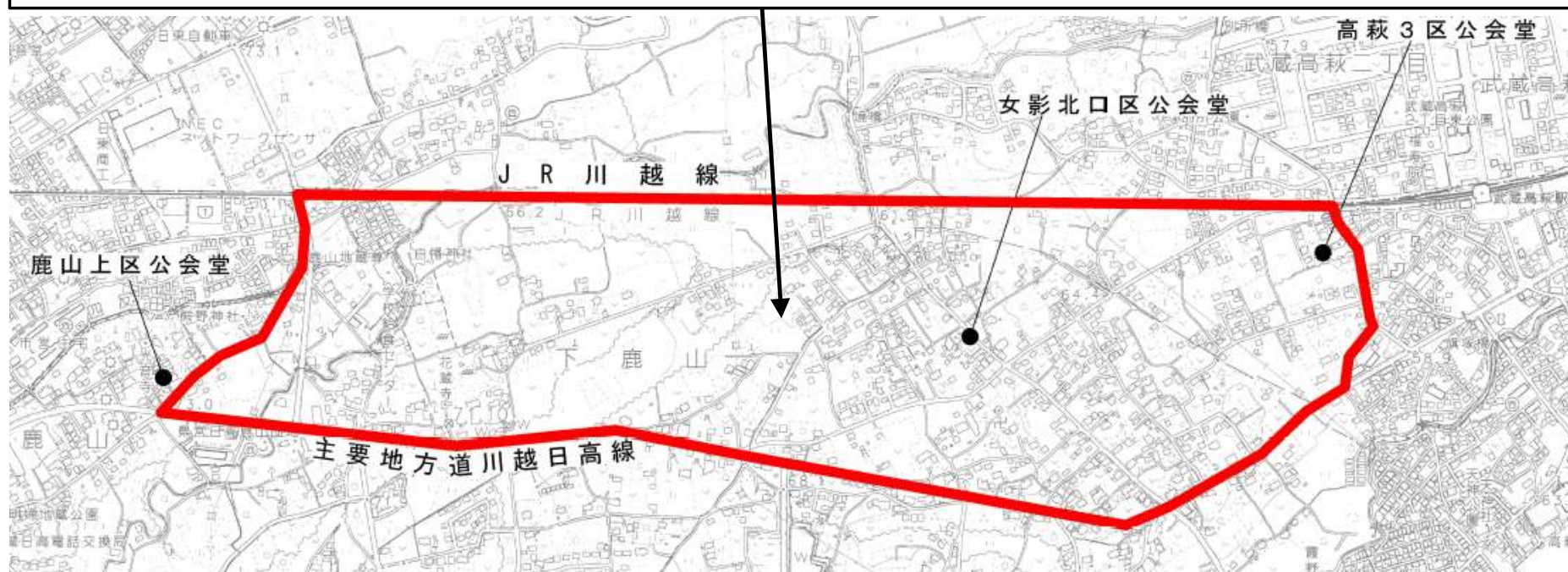
約30億円（※注②）場所により道路の幅員が狭く、埋設物が障害となる場合は、移設費が必要となる可能性があります。工事完了後に行う舗装本復旧費は考慮していません。



出典：国土交通省資料

⑫公共下水道計画区域の見直し(案)

・現在の公共下水道計画区域から、**個別の合併処理浄化槽による浄化槽整備区域に変更します。**



⑬今後の予定と見直しによる影響

今後の予定

- 令和9年度予定：下水道計画区域見直しに伴う法手続き、認可取得
- 令和10年度予定：浄化槽整備区域に編入

見直しによる影響

- 単独処理浄化槽、汲み取り便槽の方：将来的には合併処理浄化槽への転換が必要
- 合併処理浄化槽の方：現在使用の合併処理浄化槽を使用可能

（２）合併処理浄化槽への転換補助について

浄化槽転換補助制度（見直し区域）

対象区域 約470戸数

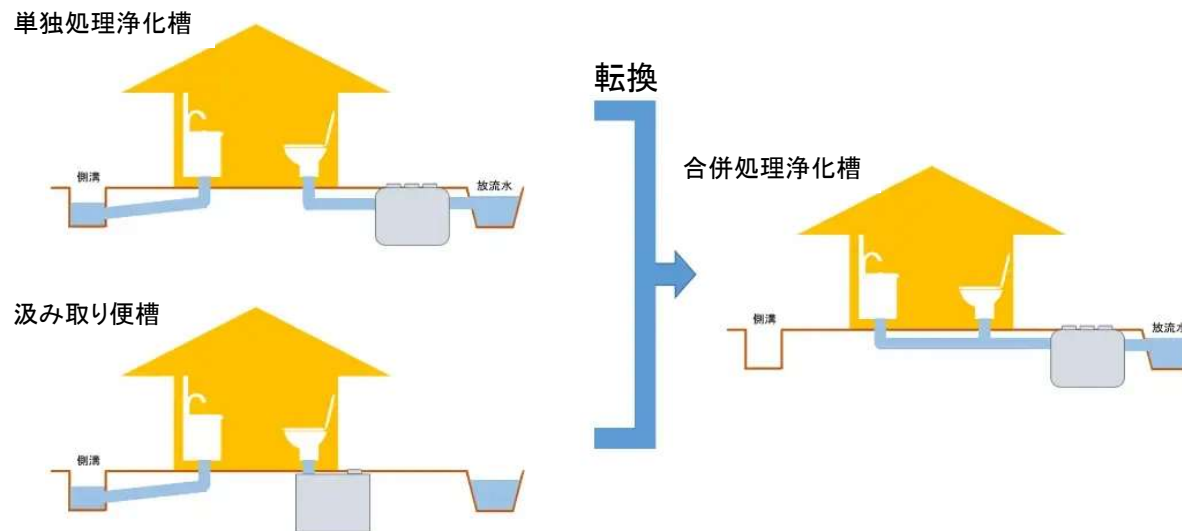
補助対象

転換対象 約150戸数

（単独処理浄化槽・汲み取り便槽）

単独処理浄化槽
汲み取り便槽

から合併処理浄化槽への転換



補助内容

対象区域では、令和8年度から令和12年度までの5年間、30万円の上乗せ補助を実施します。

5年間の上乗せ支援

実施期間	補助制度	備考
令和8～12年度	通常の転換補助 ＋ 30万円上乗せ	(例) ・5人槽の合併処理浄化槽へ転換した場合 通常の転換補助金 674,000円 上乗せ補助 300,000円 合計 974,000円

制度のイメージ

期間	支援内容
令和8～9年度	市の補助制度により支援
令和10～12年度	国・県・市の補助制度により支援
令和13年度以降	通常の補助制度